

令和 6 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（ そ の 9 ）

堺 市 議 会

目次

	頁
議員提出議案第 3 6 号	
より良い教育に向けた持続可能な学校の実現をめざす 意見書……………	3
議員提出議案第 3 7 号	
女性差別撤廃委員会による 4 回目の勧告を受けて、選択 的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書……………	7
議員提出議案第 3 8 号	
「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を 求める意見書……………	8
議員提出議案第 3 9 号	
確定申告書控え等への収受日付印の押捺の継続を求める 意見書……………	9

令和6年12月17日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員 淵 上 猛 志
同 木 畑 匡
同 吉 川 守

堺市議会議員 西 哲 史
同 小 堀 清 次

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第36号 より良い教育に向けた持続可能な学校の実現をめざす意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

より良い教育に向けた持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）適用の教員については上限が守られない状態が続いている。

こうした中、「骨太方針2024」では、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めるとともに、2025年通常国会に教職調整額の水準の引上げや各種手当の改善を内容とした給特法改正案を提出し、教員の処遇を抜本的に改善するとしている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、「骨太方針2024」の実現が必要だが、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国会及び政府に対し、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、教員の長時間労働是正に資する以下の政策実行を求める。

記

1. 教員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すとともに、下記の事項に取り組むこと。
 - (1) 部活動の地域移行を進めるために必要な財源を措置すること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、教員が教育活動に専念できるよう、教育以外の業務の見直しが進むよう支援すること。
2. 教職員定数を改善すること。
3. 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
4. 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。
5. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

令和6年12月17日

堺市議会議長
田 淵 和 夫 様

提 出 者

堺市議会議員
同

乾 友 美
森 田 晃 一

堺市議会議員
同

藤 本 憲
藤 本 幸 子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|--|
| 議員提出議案第37号 | 女性差別撤廃委員会による4回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書 |
| 議員提出議案第38号 | 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書 |
| 議員提出議案第39号 | 確定申告書控え等への収受日付印の押捺の継続を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

女性差別撤廃委員会による4回目の勧告を受けて、 選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書

国際連合の女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）は、2024年10月29日、国連女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）の実施状況に関する第9回日本政府報告書に対し、総括所見を発表した。

委員会は、日本政府に対し、2003年以降3回にわたり、総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に前回2016年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして2年以内に報告するよう求めていた。しかしながら、日本政府は、この間、そのための法改正等を行っていない。

委員会は今回、「夫婦同姓を義務付ける民法第750条の改正に全く進展が見られない」と厳しく指摘した上で、「女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告する」と4回目の勧告を行った。また、前回同様、勧告を実施するために採った措置に関する情報を2年以内に書面で報告するよう日本政府に求めた。

日本政府が、委員会の度重なる勧告にもかかわらず、長年にわたって選択的夫婦別姓の実現に向けた措置を採っていないことは、条約の締約国として到底許されるものではない。

日本国内でも最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成割合が高くなっている。本年6月には日本経済団体連合会が、「結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務づける日本の制度が企業活動を阻害している」として政府に選択的夫婦別姓制度の導入を求める提言を発表し注目を集めている。

よって、本市議会は、国及び国会に対して、結婚後の姓を自由に選択できる選択的夫婦別姓制度を導入するための民法改正を一日も早く行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年12月19日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を 求める意見書

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じた。2022年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼び掛けている。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めている。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35か国がオブザーバー参加をした。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、2回連続で参加を見送った。

第2回締約国会議は被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認された。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要である。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年3月に開催が予定されている。議長国となるカザフスタンは、旧ソ連による核実験の被害国でもあり、核被害者援助・環境修復の義務を定めた核兵器禁止条約第6条と第7条の取り組みをリードしている。

日本原水爆被害者団体協議会が、今年ノーベル平和賞を受賞することとなった。

日本原水爆被害者団体協議会は、市民の立場で被爆証言を通して世界を変えてきた。これに伝えることが今強く求められている。石破茂首相も10月13日のNHK番組で「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加について「真剣に検討する」と明言している。

よって、本市議会としても、こうした状況を踏まえ、政府に対して、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーとして参加し、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に向けた役割と責任を強く発揮することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
外務大臣		

確定申告書控え等への收受日付印の 押捺の継続を求める意見書

国税庁は書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押捺を行わないことを決め、2025 年 1 月から実施するとしている。

これについて、国税庁は、政府が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえた税務行政DXの推進によって、電子申告(e-Tax)の利用が拡大しており、納税者の利便性の向上等の観点からの措置と説明している。

しかし、紙の申告書等を利用する納税者がいなくなったわけではなく、紙の申告書を廃止する法律はなく、書類での申告・申請の手続きも継続している。また、災害時にデジタル化によって対応ができなくなることもしばしばである。国や自治体が行う補助金等の申請では收受日付印のある確定申告書の控えの写しが求められてきた。また、融資の審査でも長年にわたって收受日付印のある申告書控えの提出が必要とされてきた。税務署が受け取った紙の申告書やインボイス登録申請書を紛失し、納税者が保管していた控えを提出したことで、証明できたといった事例も明らかになっている。

国税庁は「金融機関等への周知を図る」「收受日付印押捺の代わりに、收受したことを証明するリーフレットを発行する」と言うが、紙の申告書控え等に收受日付印が押捺されてこそ、提出したことを証明する真実性が担保される。紙の申告書等が有効とされる以上、提出した者の手元に残る控えへの收受日付印の押捺の継続は、行政と国民双方の間に信頼を築き、納税者の利便性を保障することにつながる。

全国商工団体連合会の調査によれば、明確に、收受日付印押捺の廃止を行うとしているのは、財務省(国税庁)のみであり、11の省庁で継続するとしている。

よって、本市議会として、国税庁に対して、国の主権者である納税者の求めに応じて行う確定申告書控え等への收受日付印の押捺を継続することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣	— 各宛
総務大臣	
財務大臣	

令和6年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

令和6年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号 1-B2-24-0050
